

○関東地方整備局告示第三百八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年十月二十七日

関東地方整備局長 菊川 滋

第1 起業者の名称 栃木県

第2 事業の種類 県道黒部西川線改築工事（栃木県日光市湯西川字長沢ミネ地内から同市西川字穴田地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 栃木県日光市湯西川字長沢ミネ、字サカシ及び字龍ヶ窪並びに西川字明神ヶ岳、字穴田及び字カツロウ地内

2 使用の部分 栃木県日光市湯西川字長沢ミネ、字サカシ及び字龍ヶ窪並びに西川字明神ヶ岳、字穴田及び字カツロウ地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、栃木県日光市湯西川字鳥居戸地内から同市西川字カツロウ地内までの延長11.6kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道黒部西川線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に規定する都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道黒部西川線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により栃木県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により栃木県が道路管理者となることなどから、起業者である栃木県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、栃木県日光市黒部地内の県道川俣温泉川治線との接続点を起点とし、同市湯西川地内の湯西川温泉を経て、同市西川地内で一般国道121号と連絡する延長約39kmの路線であり、土呂部、湯西川、西川の集落地とともに本路線沿いの地域の中心地でもある湯西川温泉を通過しており、地域の経済、産業等の物流基盤を支えるとともに、沿線地域の生活道路として重要な役割を担っている。

本路線のうち、栃木県日光市湯西川字鳥居戸地内から同市西川字カツロウ地内までの区間（以下「現道」という。）は、山間地域に点在する集落を結ぶ生活道路として沿線住民などの地域内の日常生活における利用に加えて、湯西川温泉への観光客が利用する観光路線としても広く利用されており、地域の社会経済活動の機軸として山間地域に生活する人々に欠かせない重要な役割を担っている。

一方、本路線のうち、日光市土呂部地内（木戸沢橋）から同市上湯西川地内（市道沢口橋分岐より土呂部方面1.2km地点）までの延長約13.3km及び、同市下湯西川地内（仲内ダム）から同市西川地内（道の駅湯西川）までの延長約11.5kmの区間は異常気象時における通行規制区間に指定されている。また、日光市土呂部地内（木戸沢橋）から同市上湯西川地内（三河沢橋）までの延長約11.5kmの区間は積雪のため冬期間において全面通行止めとなり、これにより湯西川温泉への往来は、現道を利用するしかない状況にある。

しかしながら、現道は急峻な山岳地帯を通過していることから、最小道路幅員が4.0mを下回る狭隘な箇所、最急縦断勾配が7%以上の急勾配の箇所及び最小曲線半径が10mと視距確保が困難なカーブが連続しているなど、第3種第4級の道路構造令規定値を満足していない箇所が各所にあるとともに、落石や土砂崩れなどの危険性もあり安全性が脅かされている状況である。

また、路線バスや観光バスなどの大型車混入率も高く、大型車同士の相互通行が出来ない狭隘箇所が各所にあり、円滑な交通の阻害が発生し、地域生活道路及び観光路線としての機能が充分発揮されない状況にある。

さらに、当該地域は豪雪地域対策特別措置法（昭和37年4月法律第73号）に基づく豪雪地帯に指定されており、冬期間の積雪深が109cmに及ぶなど、堆雪幅がない現道では、積雪の影響により通行可能幅が一層狭くなるなど、冬季における旅行速度の低下や交通事故の一因となっており、地域生活道路及び観光路線としての機能が一層阻害されている状況にある。

本件事業の完成により、現道の線形不良箇所及び道路幅員の狭小区間の解消、自然災害等の危険性の軽減が図られるとともに、十分な堆雪幅が確保されることから、冬期間においても安全且つ円滑な交通の確保が図られ、年間を通して地域間を結ぶ円滑な交通網が整備されることから、日常生活、医療、消防防災等の住民の安全な生活の確保、観光を主体とした地域経済活動の向上及び地域間交流の促進に寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、湯西川ダム建設事業の起業者である国土交通大臣が平成21年11月に本件事業について、上記環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音及び振動について環境影響評価を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

湯西川ダム建設事業の起業者である国土交通大臣が本件事業と併せて、上記環境影響評価法等に基づく評価項目を踏まえた調査に基づき平成20年に公表した「湯西川ダム環境保全への取組」によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているクマタカの営巣が確認されているが、本件区間と営巣地との距離が現道と比較して離れることから、影響は少ないと認められる。また、環境省レッドリストに準絶滅危惧種として掲載されているカジカ及びオオムラサキが確認されているが、工事実施前に産卵場又は幼虫の食樹を生育可能な箇所へ移植を行うなど、生育環境の保全措置を行っていることから、影響は少ないと認められる。また、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧種として掲載されているノダイオウが確認されているが、工事実施前に生育可能な箇所へ移植を行い、生育環境の保全措置を行うことから、影響は少ないと認められる。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、本件事業と当箇所が重複する湯西川ダム建設事業の起業者である国土交通大臣が発掘調査を実施しており、今後も栃木県教育委員会との協議により、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、年間をとおして本路線の地域生活道路及び観光路線としての機能の向上を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第4級の規格に基づき、2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、山側ルート案及び谷川ルート案の3案で検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、路線延長が中位となるものの、落石防止対策区間が短く施工性に優れること、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、狭隘な箇所や視距確保が困難なカーブが連続しており、落石や土砂崩れなどの危険性もあり安全性が脅かされていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 栃木県日光市役所